

# 昭和初期公民科教育の普及活動

## －帝国公民教育協会と公民教育研究所の活動に焦点を当てて－

若 生 剛

### 1. 本論稿の課題

本論稿は、帝国公民教育協会と公民教育研究所の活動に焦点を当てて、昭和初期における公民科教育の普及活動の一端について論じることを目的とする。

公民科教育は実業補習学校においてまず制度化され、中等学校における導入を望む声が高まる中、1930年に実業学校、1931年に師範学校と中学校、1932年に高等女学校と、次々に制度化されていった。そのような状況の中、帝国公民教育協会(以下、協会と省略)は1931年に設立された。その設立目的は協会定款にもあるように「公民教育ニ關スル学理及實際ヲ調査研究シ其ノ普及徹底ヲ圖リ我國政治經濟其ノ他社會生活ノ改善ヲ促ス」ことにあった。協会は1939年8月に解散するが<sup>1)</sup>、その中心活動である機関雑誌「公民教育」の発行は1938年4月以降、公民教育研究所に引き継がれた。「公民教育」は1942年7月号を最後に廃刊となった。

昭和初期の教育改革では一つの焦点とされた公民科教育であるが、それを専門に扱った教育雑誌は他に発行された形跡がない。協会はこの時期における公民科教育の第一人者であった木村正義(文部省実業学務局長)などの働きかけによって創設されており、「公民教育」を発行した協会およびその事業を引き継いだ公民教育研究所の双方が公民科教育の普及に課せられた役割は大きかったと考えられる。

戦後設置された社会科教育との関連から大正期・昭和初期の公民科教育についての研究がこれまでになされているが、それらの研究の中で「公民教育」は昭和初期の公民科教育についての思潮、実践などを知る重要な史料として用いられている。「公民教育」に関しては、筆者の見る限りでは、樽松かほる、木戸若雄、黒澤英典によって概観されているが、それらの中にも編集・発行体制について叙述しているものはない<sup>2)</sup>。雑誌を史料とする際にはその雑誌の編集・発行の経緯などについても検討する必要があると筆者は考える。そこで本論稿では両団体の発行した機関雑誌「公民教育」

に残された手がかりと関係者への聞き取りなどをもとに、協会と研究所の活動状況について論じていく。

### 2. 帝国公民教育協会の設立と機関雑誌「公民教育」発行の概要

(1) 帝国公民教育協会設立の目的とその活動内容  
社団法人帝国公民教育協会は1931年3月に認可を受けた団体である。設立に中心的に関わった木村正義によると、ドイツの公民教育協会に設置のヒントを得たとしている。

定款によると、協会の活動は、①公民教育に関する調査研究、②公民教育資料の収集、③公民教育指導者の養成、④公民教育に関する講習会講演会の開催、⑤機関雑誌「公民教育」の発行、⑥その他本会の目的達成に必要な事業、とされている<sup>3)</sup>。これらの詳細について以下に検討する。

①は「公民科調査資料」(第2巻第6号から同第9号まで)、「公民教育家録」(第4巻第4号)、「現行公民科教科書調」(第6巻第5号)、「文檢公民科既往問題一覽」(第7巻第2号)などがあり、それぞれの調査結果は「公民教育」誌上で発表された。②は同様に「公民教育の実際研究」などとして「公民教育」誌上に発表された。③としては、「公民教育」誌上での「公民科指導講座」(第4巻第4号から第6巻第3号まで)の連載や文檢公民科受験に関する情報の提供(随時)などが挙げられる。④について、協会自身が主催した講習会はなかったが、文部省主催の公民教育講習会に出向きその講演速記録を編集・発行するという形をもって講演内容の普及に協力した<sup>4)</sup>。⑤については省略する。⑥について、【資料1】に示すように協会の名前をもつてさまざまな書籍の発行をおこなった。

以上をまとめると、協会の具体的活動は「公民教育」を軸とした出版事業であったと言うことができる。

### (2) 「公民教育」の発行部数

『公民教育』はすべて注文販売をおこなっており、店頭での販売はなかった。そのため、読者数は比較的安定していたと考えられる。このような方針をとったのは『公民教育』の読者数の安定を図るためにあつたと考えられる。

しかしその発行部数について、関係者による正確な記録（例えば発送先リスト、購読料納入確認のための名簿など）や第三者の記述による客観的資料（雑誌販売統計など）はこれまでのところその存在を確認できていない。『公民教育』において発行部数に関する記述を求めるとき、2つの記述が確認できる。ひとつは1931年の創刊直後に関するもので、編集兼発行人を務めていた澤本健三による回想録の中に存在する。

「創刊号は二万部刷つた。〔中略〕まだ一名の読者もないのに二万部刷つたのは暴挙と云へばこれ程無茶なことはない。文藝春秋の如き大衆雑誌でも創刊号は三千部しか刷らなかつたといふ。教育雑誌では勿論、大衆雑誌でも創刊早々こんなに大部数刷るものはないと思ふ。売れても売れなくとも、苦心して編輯した本誌が全国に配付されたことは嬉しいことだつた。第二号も二万刷つて全国に配付した。本誌は店頭には一冊出さなかつた。今でも出さない」<sup>5)</sup>

もうひとつは1932年に関するもので、奥付にある広告募集の記事中に存在する。

「本誌広告は大変に御好評を博して居ります。発行部数一五、〇〇〇部。全国の学校に配布されて居ります。」<sup>6)</sup>

これら2つの数字について、しかし残部販売の広告も『公民教育』中には見受けられた<sup>7)</sup>。また広告収入を得るための宣伝文であるという文章の性格も考慮しなくてはならない。よってこれらの数字をそのまま正確な販売部数と捉えることはできない。編集に携わっていた澤本嘉郎によると、この当時の発行部数はせいぜい5000部か6000部であり、廃刊した1942年あたりでは4000部前後で安定していたという<sup>8)</sup>。

### (3) 『公民教育』の読者層

では『公民教育』はどのような読者層をもつていたのであろうか。

協会では会員制度を設けていた。会員としての特典は、年会費4円を支払えば『公民教育』12冊分（通常は1冊40銭）が自動的に送られてくるということである。会員については、『公民教育』にその所属と氏名が掲載された<sup>9)</sup>。ここに掲載された情報は会員制度の実態（正確な会員数や会員に対する規約など）を把握する

には情報が不十分で、けっして読者層全体を反映するものであるとは言い難い。しかし読者層の傾向を示すひとつの重要な手がかりになりうると筆者は捉えており、掲載された全935件の情報の分析からは以下のことが言える。

まず府県別の会員数について、多い順に列挙すると、三重県（150）、徳島県（141）、熊本県（131）、新潟県（99）、島根県（44）、岡山県（44）、高知県（42）、山口県（34）であり、以上8県だけで全体の70%を越える割合を占めている。これ以外の府県での会員数はそれぞれ20未満であり、府県によって会員数の偏りが見られた。

関係する学校の種別ごとに分類すると、小学校（330）がいちばん多く、最初に公民科が設置された実業補習学校（173）の2倍近く。その他の中等学校はそれぞれ、中学校（65）、高等女学校（96）、実業学校（88）である。制度的な科目としては公民科が存在しなかつたものの、公民科教育に対して小学校において関心が高かったことの表れであろう。学校内の身分で分類すると、教諭や訓導といった一般の教員（361）、校長（152）となる。学校単位で会員となることも多かった（302）。

また学校に所属していない個人での読者（49）も存在するが、これは文検公民科受験者などであろうと推測される<sup>10)</sup>。

## 3. 帝国公民教育協会の運営の実態

### (1) 澤本孟虎を中心とした『公民教育』の編集・発行体制

上述したように出版事業を協会の中心活動と捉えるとき、それらに誰が携わったのかを明らかにする必要がある。以下では活動の中心人物について検討する。

【資料3】は『公民教育』各号における編集兼発行人、巻頭言執筆者、編集後記執筆者について整理したものである。これを見ると、澤本孟虎、澤本健三、澤本嘉郎という3名の人物が編集に深く携わっていたことが明らかである。以下に詳細を述べるが、この3名は親戚関係にある<sup>11)</sup>。

澤本孟虎（さわもともうこ；1873年-1959年）は、澤本楠彌の長男として高知県に生まれた。澤本楠彌は明治期に北海道北見市の開拓をおこなった北光社の重要人物として北見市史に名を残す人物である。高知県内の中学校、共立学校、同志社に次々と通うもののすべて卒業まで在籍することなく、新聞記者として土陽新聞社、報知新聞社、時事新報社などに勤務した。日露戦争時には記者として従軍し、白刃の号をもって高

知新聞に送った戦況報告によって高知県内で名声を得た。また東京の新聞社勤務時代には政党関係者や陸軍省関係者への取材が多く、その方面の人物にも通じていたようである。1925年に田中光顕（会計検査院長、警視総監、学習院長、宮内大臣などを歴任）、熊澤一衛（三重県出身の実業家で大台林業株式会社社長、静岡電力株式会社専務取締役、四日市銀行取締役などを兼任）の出資を受けて合資会社青山書院を設立。戦後初期には日本民政党中央委員長を務めた。協会には設立当初から関わり、1932年から1938年までの間、延べ61号にわたり『公民教育』の編集兼発行者を務めた。

澤本健三（さわもとけんぞう：1906-1955）は澤本孟虎の三男であり、昭和初期には澤本孟虎と同居していた。学歴や職歴についての詳細は不明である。協会での活動として『公民教育』の編集兼発行者を務めたことが挙げられるが、同時期において雑誌編集や協会運営の全体方針は父である澤本孟虎が指揮を執っていたようである。

澤本嘉郎（さわもとかろう：1907-）は、澤本孟虎とは遠い親戚関係にある。広島陸軍幼年学校を卒業後、澤本孟虎のもとで『公民教育』の編集を手伝い、後に公民教育研究所を設置し、編集兼発行者としてその事業を引き継いだ。これと同时期に教学社を設立し、出版事業を営んだ。1944年からは講談社の関連会社である日本報道社に所属、雑誌『征旗』の編集に携わった。終戦後は日本報道社を前身とした光文社の創設に携わりその常務取締役を務め、すぐのちには同じく出版会社である中央社を設立した。このように生涯にわたり一貫して出版事業を営んできた人物である。

『公民教育』発行におけるこれら3名の関係について、帝国公民教育協会の時期には澤本孟虎が全体の指揮を執り、記事の収集や編集といった実務的な部分を澤本健三と澤本嘉郎がおこなっていた。

また上述した3名と同じ澤本姓の人物として、澤本嘉春と澤本孟彦が協会の活動に関わっていた。澤本嘉春（さわもとよしはる：1889-1931）は澤本孟虎の弟（澤本楠彌の三男）であり、協会設立当初から専任理事を務め、資金面を担当していた。協会の専任理事として名を連ねたのは澤本孟虎の推薦によるものであろうと推測される。しかし協会設立直後に他界した。澤本孟彦（さわもとたけひこ：1897-1934）は澤本孟虎の長男であり、「たけひこ」の名で公民教育に関する世相風刺の漫画を『公民教育』に連載した。

『公民教育』の編集者としてはその他に中川竹洞、川村利雄などの名前も見出せるが、編集方針の決定な

どは上述した澤本孟虎、澤本健三、澤本嘉郎の3名が担っていた。そして帝国公民教育協会の時期における『公民教育』発行は、澤本孟虎を中心とした個人的な事業であったと考えられるのである。

### (2) 澤本孟虎個人による協会の名前の使用

協会の活動として『公民教育』発行の他に公民教育に関する書籍の編集・発行があったことは上述したとおりであり、それらは【資料1】に示すとおりである。文部省主催の公民教育講演会に関する書籍がこのうちの約半数を占めているが、協会というよりは澤本孟虎個人の意図によって発行された書籍もこの中には見受けられる。

例えば「維新勤王志士の祭壇京都靈山招魂社」は協会が編纂者としてその奥付に記されている。『公民教育』に掲載された広告には「会員並に読者へ無料進呈」と宣伝され、その本文で「京都靈山招魂社は維新勤王志士の祭壇にして、近く『わかもと』本舗長尾欽彌氏の特志により社殿の改築行はれ、〔中略：筆者〕例祭当日に於ける長尾氏の所感、田中光顕の放送及び名士の講演を集め、これを小冊子となした次第である。<sup>12)</sup>（傍点は筆者）と解説されている。この書籍の発行は長尾の委嘱によるものであった<sup>13)</sup>。澤本孟虎はこの社殿改築という一件で長尾欽彌と交流するようになったようであり、その後『公民教育』のほぼ毎号で「わかもと」の広告が掲載されたのはその影響であろう。田中光顕との交流は青山書院以来であり、『田中青山伯』をはじめ田中の依頼で数点の書籍を澤本孟虎が編纂し、青山書院から発行した。

その他、「硫化ソーダ法による新定性分析法」なども澤本孟虎個人の意図による出版である。

このように澤本孟虎は個人で協会の名前を用いた出版を行ったり、書籍販売の取次を行ったことがあった。そして時にはその結果として、上に示したような『公民教育』発行継続のための広告主を得ることもあった。

### (3) 『公民教育』発行の赤字を補填した青山書院

協会が『公民教育』の発行主体であった時期には、その奥付に出版部として「東京赤坂区青山南町三ノ三三」という住所が記されている。1937年の住宅地図によれば、この住所には「帝国公民教育協会」と「澤本孟虎」という記述が見受けられる<sup>14)</sup>。当時の様子を知る澤本嘉郎および安楽牧子によると、当時この住所には澤本嘉郎と澤本健三が住んでいた<sup>15)</sup>。協会の主な活動が『公民教育』をはじめとする出版事業と捉えるとき、

その実際の活動拠点は青山南町にある澤本孟虎の敷地であったと言うことができる。

またこの住所は、澤本孟虎が1925年に創業した出版社である青山書院の所在地とも一致する<sup>16)</sup>。この出版社は、歴史や教育の分野の書籍を発行していた。

のことから、澤本孟虎の出版事業を媒介として、帝国公民教育協会と青山書院とは深い関係があったことが推測される。

第3巻第9号以降、「公民教育」誌の表紙および奥付から「文部省構内」という文字が消える。同号に掲載された「事務所移転の御知らせ」には「從来本会事務所は文部省仮庁舎に有之候処今般同省の移転を機として左記の場所に移転仕候間此段御通知申上候」(傍点は筆者)と述べられている。仮に協会の活動拠点が文部省内にあり、文部省が協会の活動に深く関わっていたのであれば、庁舎移転の際に活動拠点も同じ新庁舎に移転すると考えるのが自然であろう。しかし実際は、活動の拠点はこの通知が出される以前から澤本孟虎の自宅および青山書院のあった青山南町にすでに存在していたのである。ここに記された「移転」は表面上だけの移転であった。しかしこのことによって「公民教育」の編集・発行を形式的な面においても手に入れることができたのである。

「公民教育」発行において、文部省からの資金面での援助はなかった<sup>17)</sup>。発行に必要な資金は会費および購読費の徴収と広告収入に頼っており、その経営は澤本孟虎に任せられていた。【資料4】は「公民教育」誌上に掲載された広告について分析したものである。これによると、澤本孟虎と個人的に深い交流のある広告主が依頼した広告は、第1巻第7号から第3巻第4号にかけて多く、広告全体に占める割合も高かったことが理解できる<sup>18)</sup>。

「公民教育」発行という事業に関して、澤本孟虎によるとその赤字は大きかったようである。そのことは自伝で「公民教育」の発行を「厄介者」と表現していることからも窺うことができる<sup>19)</sup>。さらに自伝には赤字補填の方法として協会の名義をもって書籍を出版した旨が述べられている。この点に関しては上述した通りである。

#### (4) 「社団法人」の解釈

創刊当時、「公民教育」の発行者としてその表紙および奥付には「文部省構内社団法人帝国公民教育協会」(傍点は筆者)と記されていた。木村正義および第1巻第1号の「会報」によると、協会は文部大臣の主管

に属する社団法人として1931年3月6日に認可されたとされている<sup>20)</sup>。この「社団法人」ということに関して、木村は「社団法人となしたるは、人と人との精神的結合に依る団体たらしめんことを欲したからである。」<sup>21)</sup> (傍点は筆者)と述べた。

「社団法人」という言葉について同時期の解釈を調べると、以下のような記述がされている。

「社団法人とは一定の目的の下に結合組織せられた団体を本体とする法人である。〔中略〕社団法人は公益社団法人とも営利社団法人ともなり得る。」<sup>22)</sup>

これによると、社団法人という表記からだけではその団体が公益社団法人か営利社団法人かを区別することはできず、その判断は實際におこなっている活動によるということが理解されるのである。

上述した「公民教育」読者数安定のための努力やさまざまな書籍の編集・発行、社団法人としての認可が確認できないこと、文部省からの資金援助がなかったこと、澤本孟虎個人の出版社である青山書院が「公民教育」の赤字を補填したことなどを合わせ考えると、協会は実態として、営利社団法人であったと解釈されるのである。そして澤本孟虎はこの社団法人が営利を目的としていてもよいという性格を利用して、自分の経営する青山書院と協会の事業を統合していたと考えられるのである。であるから、「公民教育」発行の赤字が増大したとき、澤本孟虎はその発行を放棄したのである。

#### 4. 公民教育研究所による「公民教育」発行の継続と出版統制

##### (1) 公民教育研究所の設置

帝国公民教育協会による「公民教育」の発行は1938年3月(第8巻第3号)で終了する。そしてその事業は新たに設立された公民教育研究所によって引き継がれた。発行主体の変化について、「新時代に対応する飛躍公民教育の新陣容」という文章で次のように述べられた。

「翻つて目を我々の周囲に転ずるも、昨年度に於ける中等諸学校公民科教授要目並に青年学校修身及公民科教授及訓練要目の改正若くは新制も、今にして思へば戦時の国策への前奏であつた。今回の青年学校義務制度実施策決定の如き、亦言ふまでもなくその一つである。而して今後と雖も、革新的案件は日々益々我々の眼前に展開せられるであらう。こゝに於て我々は、更に心機一転して、公民教育の根本的意義を再検討し、新時代の新社会に対して高遠なる理

想を附与すべく研究の新段階に進まなければならぬ。而して又、教材・資料・教授其の他の微細に至るまで、旧套を脱し、新境地を開拓しなければならぬと思ふ。

如上の見地より我々は、既往の本誌を次第に新時代の要求に適合せしめつゝ今日に至つたのであるが、こゝに名実共に其の素志を達成せんとし、従来帝国公民教育協会の一機関であつた公民教育研究所を独立せしめて、之を本誌の編集発行の母体となした次第である。素より公民教育を普及徹底せんとする我々の念願には何等渝ることなく、これを機会として、更に巨細に亘り、一步を掘下げる新研究に任じ、一層読者各位との握手を緊密にし、意氣相通じ肝膽相照すべき真撃なる研究機関たらしめ度き念慮に外ならぬのである。而して一方又、これを転機として、あらゆる人力を動員し、あらゆる機能を本誌充実の為に凝集せんと期するものである。」<sup>23)</sup>

公民教育研究所の設立経緯について考えるとき、この文章中には不可解な点が存在する。それは、ここに示された理由では発行主体が変化しなくてはならない理由が明確でないことがある。新しい教授要目に即して内容を一新する、あるいは改めて公民教育の意義を検討するだけであるのならば、発行主体は帝国公民教育協会のままで単に誌面刷新ということを打ち出せば済むはずである。それのみならず「公民教育研究所」という名称は、第8巻第3号までの『公民教育』には一度も登場せず、発行主体の変化について会員および年間購読者に対して事前の通知はなかった。またその名称の使用が始まった同第4号以降においてもその構成員すら不明のままである。

しかしそのようなことは「公民教育」奥付から明らかにされる。「公民教育」発行の主体が帝国公民教育協会から公民教育研究所へと移った際、購読料振替のための口座番号、巻号の表記などがそのまま引き継がれたのみならず、印刷の発注先などもそのままであった。運営資金について、第8巻第4号巻末に「昭和十三年四月以降に於ける会費或是購読料の御支払は、既往に属する分たると将来に属する分たるとを問はずすべて公民教育研究所宛を以て御払込を願ひます。振替口座番号には変化ありません。」<sup>24)</sup>という通知がなされていることから、協会の資金をそのまま公民教育研究所が引き継いだと言える。またこの2つの団体で差異が受けられるのは、「公民教育」の編集兼発行者と発行所の住所についてである。編集兼発行者は澤本孟虎からそれまで編集者として協力していた澤本嘉郎に替わっ

た。発行所の所在地は「青山南町三ノ三三」から公民教育研究所のある「東京市渋谷区穂田三丁目八十七」に移った。これはその当時、澤本嘉郎が住んでいた場所であった<sup>25)</sup>。

澤本孟虎は第8巻第3号発行の時点で『公民教育』を廃刊にする意向であったらしい。その理由は『公民教育』発行によって収入が見込めないどころか、むしろ発行を重ねるほど赤字が増加するという状況から脱し得ないことであった<sup>26)</sup>。それまで編集に協力してきた澤本孟虎が『公民教育』発行という事業を引き継いだのである。

これらのことより、『公民教育』の発行主体として公民教育研究所という新しい名称を用いたことはそれほど重要な意味を持つものではなく、その実態はと言えば『公民教育』発行の中心が澤本孟虎から澤本嘉郎へと引き継がれただけのことであったと考えられるのである。

## (2) 読者投稿から編集者側の概念伝達へ変化した 『公民教育』の誌面構成

帝国公民教育協会が編集・発行していた時期には、読者からの投稿を盛んに行っていた。創刊号では「本誌は読者諸子のため頁を多くさきたいと存じます」<sup>27)</sup>と述べ、表紙図案の懸賞募集広告では「……此際新年号を機会に改めようと考へましたが、寧ろ之を一般より懸賞募集し、入選図案を以て表紙を改むる方が一層大衆的であると思ひますので」<sup>28)</sup>と述べていることながらも、『公民教育』のもつ自由な雰囲気が窺える。創刊直後には「我が校に於ける公民教育の実際」という題目での懸賞論文の募集を行った<sup>29)</sup>。また公民科教授要目が改正された時期には、「今月の出題」として読者投稿を募った。この時期は公民科教授要目改正の時期といふこともあるって、それに関連した議論が誌上でなされた<sup>30)</sup>。このように澤本孟虎が編集に携わっている時期には読者と編集者とが協力して雑誌を創っていくとする姿勢が見られた。

しかしその雰囲気は編集・発行の主体が公民教育研究所に移ると徐々に失われていく。法制や経済についての各種講座や講演の要約速記などの占める割合が高くなり、論稿も実践報告よりも抽象的な理論が多数を占めるようになった。後に掲載された「本誌の使命」<sup>31)</sup>には、「高遠なる日本文化の建設に貢献」「我が國体の本義を明にし」といった国家主義的な内容が盛り込まれ、教授要目についても「趣旨を明にし、その教材を解説し、教授上必要な資料を提供し併せて実際教授

上の注意に及ぼんことを期す」と述べられていることからわかるように、編集部側でもっている公民科教育の概念を伝達することを目的とした内容構成に変化した。第12巻では陸海軍関係者によるラジオ放送の要約速記も加わり、伝達を目的とした編集傾向はますます強くなった。

### (3) 教学社による赤字の補填

『公民教育』の発行主体が公民教育研究所に移った後も、赤字経営は改善されることがなかった<sup>32)</sup>。澤本嘉郎が採った方法は、公民科教育に関連する書籍の出版であった。

澤本嘉郎はすでに教学社という出版会社を設立していた<sup>33)</sup>。その所在地は、教学社が発行した書籍の奥付によると「渋谷区穂田三丁目八十七」であった。第8巻第4号以降の『公民教育』奥付には、公民教育研究所の所在地が「渋谷区穂田三丁目八十七」と表記されている。つまり教学社も公民教育研究所も澤本嘉郎によって経営されていたのである。澤本嘉郎が採った公民教育研究所の経営方法は、澤本孟虎が青山書院での収入を赤字補填に充てたという上述した方法と同様であったことがこれより理解される。

教学社の出版物は【資料2】のとおりである。これを見ると、『公民教育』誌上で「文検公民科問題の研究」を担当していた藤谷保、同じく「中等学校公民科教授要目論解」という連続講座を担当していた山崎犀二などが教学社から書籍を出版していたことがわかり、公民教育研究所および『公民教育』と教学社との関連が裏付けられるのである。

教学社の出版物を検討すると、後に『技術精神百話』(松田政一、1939年)をはじめとして、『撃墜—ノモンハン空中実戦記—』(松村黄次郎、1942年)、『産業能率訓』(上野陽一、1942年)など、直接的には公民科教育に関する内容から離れた、軍事的色彩の強い読み物の出版をおこなった。出版物一覧におけるこのような傾向について、澤本嘉郎によると、2つの理由があった。ひとつは、澤本嘉郎自身が陸軍幼年学校の卒業生であったため陸軍関係者とのつながりが強く、出版の依頼を受けたということである。もうひとつは、出版業を営んでいたため、生活のためにそれを継続させる必要があったということである。赤字を計上していた『公民教育』発行もそのような出版傾向を後押しした要因のひとつにあげられよう。

### (4) 出版用紙不足と『公民教育』の廃刊

公民教育は1942年7月をもって廃刊となる。しかし

最終巻においてもその徵候は見受けられない。

廃刊の理由について、これまでの研究では中等学校における公民科の廃止を原因としてきた<sup>34)</sup>。しかし本当にそうであるならば、1941年における中等諸学校での公民科廃止と同時に廃刊とするか、もしくは科目廃止が決定された時期に廃刊とするのが自然であろう。

澤本嘉郎自身は『公民教育』の発行継続を考えていたようである。しかし実際には用紙不足という状況であり、廃刊せざるを得なかったのだという。

第8巻第9号より印刷に用いた紙の質は著しく低下した。そのことは編集後記に次のように述べられている。

「印刷用紙は、原料パルプを輸入に仰ぐ為重要な戦時国策物資となつてゐる。随つてこれが使用制限については、新聞紙上に於ても度々報じられてゐる通り。よつて本誌も本号より幾分紙質を変更した。別に印刷の鮮明度に影響する程のこともないがしばらく御辛抱を御願ひし度いと思ふ。」<sup>35)</sup>

その後、総頁数が減少した。創刊時には128頁体制で編集すると計画されており<sup>36)</sup>、第9巻第5号までは130頁代を維持するものの、第9巻第6号から同第12号までは120頁代に、さらに第10巻第1号以降は廃刊まで110頁前後の体裁となった。

出版用紙不足が深刻になり、1941年7月までは公民教育研究所は日本出版配給株式会社(日配)に加盟<sup>37)</sup>、以後、日配から印刷用紙の配給を受けることになる。

そのような状況の中、1941年11月、同12月に発行される予定であった第11巻第11号、同第12号は休刊となつた。その理由について、編集部では次のように述べている。

「本誌第十一巻第十一号及十二号(昭和十六年十一月号及十二月号)は都合により休刊と致しました。右は当局の雑誌統合方針に対する統合処理に時日を要せし為、及び国家の印刷用紙配給制に伴ひ当然本誌への基本的な用紙配給量も減少を来しましたので、本誌一箇の立て前からも用紙使用方針に再計画を樹て、茲に常に若干の余力を保持しつゝ、今後更に覚悟すべき用紙配給量の変動に処しても、発行に支障りなき根基を培ふが為、等の理由に基くものであります。」<sup>38)</sup>

出版用紙統制による用紙不足の中、教学社が使用する用紙の量も計算しながら第12巻の発行に踏み切った姿勢にも、澤本嘉郎における発行継続の意思は裏打ちされている。

廃刊を迎えた1942年7月以降、澤本嘉郎は陸軍関係者の勧めで菊池寛が主宰した航空文学会の機関誌「航空文化」の編集・經營に携わるのである<sup>39)</sup>。

## 5. 結語

本論稿では昭和初期において公民科教育の普及を目的として設立された帝國公民教育協会および公民教育研究所の活動に焦点を当てて、その発行した雑誌「公民教育」発行の実態について論じた。

帝國公民教育協会は公民科教育の権威を役員として設立されたが、役員は協会の事業の大枠を定めたり、機関誌である「公民教育」に論文を寄稿によって公民科教育の普及と徹底を図るということによってその活動を支えていた。しかし協会を經營の面から捉え直すと、その大部分は出版業を営んでいた澤本孟虎に負うところが大きかった。「公民教育」発行の収支は常に赤字であり、澤本孟虎は協会の名前を使った書籍の出版などでそれを好転させようと努力した。しかし努力は実らず、澤本孟虎は「公民教育」発行を断念する。そのときこれまで編集を担当していた澤本嘉郎が公民教育研究所の名前でもって「公民教育」発行の事業を引き継いだ。しかし經營はやはり好転せず、次第に印刷用紙不足が深刻になり、1942年7月に出版継続を断念することとなったのである。

木戸若雄は、帝國公民教育協会を木村正義が指導した団体であると捉えた<sup>40)</sup>。確かに協会は木村の理念と公民教育界における影響力を大きな支えとして設立されたが、協会運営における木村の影響は設立当初のことには限られ、その後においては本論稿で述べたように澤本孟虎によって運営されていた。また協会で行っていた事業は公民教育研究所の設立によって澤本嘉郎に引き継がれていった。であるから、協会および「公民教育」が木村の教育理念を実現するための場となり得たかということについては今後、考慮していく必要があると思われるのである。

最後に、「公民教育」発行について澤本孟虎の回想を記したい。澤本嘉郎は、聞き取り調査の際、「公民教育」の廃刊および教学社の經營について「あの当時は軍部に迎合せざるを得なかった」と語った。出版を生業とするものにとっては選択の余地がなかったという。そして現在の認識では、「公民教育」の発行は大正デモクラシーの流れをくむ思想を反映したものであり、その重要性を認識していたからこそ赤字である「公民教育」発行の事業を澤本孟虎から引き継いだのだという。澤本嘉郎にとって軍部へ迎合しつつ継続した「公民教育」

の発行は、公民科教育の普及という雑誌のもつ思想的な面と、職業としての出版業との、双方の「生き残り」をかけたものであった。

### [註]

- 1) 解散を公に発表した文章はこれまでのところ見当たらない。1939年8月という情報は澤本孟虎の自伝による。【資料5】を参照のこと。
- 2) 複数かほるによる解題は創刊当時の編集・発行体制に重点を置いており、公民教育研究所の時期についての記述はなされていない(複数かほる、「『公民教育』」、教育ジャーナリズム史研究会編、「教育関係雑誌目次集成 第II期 学校教育編 第20巻」、日本図書センター、1989年、97頁)。木戸若雄は創刊の経緯に叙述の中心を置いており、その情報源の大部分は木村正義「公民科の中心思想」(「公民教育」第1巻第1号、1931年4月、2-11頁)による。木戸の文章は個々の教育雑誌の詳細を知るというよりは昭和期における教育雑誌の傾向を概観するという面で価値がある(木戸若雄「昭和の教育ジャーナリズム」大空社、1990年、51-53頁)。黒澤英典は社会全体の流れと掲載論文に見られる傾向との関係で「公民教育」を捉えている(黒澤英典「雑誌『公民教育』の検討—戦前・戦中の公民教育の軌跡—」、「公民教育」刊行委員会編、「『公民教育』総索引・目次・解説」、雄松堂出版1995年、5-29頁)。
- 3) 「公民教育」第1巻第1号、1931年4月、138-139頁。
- 4) 文部省主催の公民教育講習会における速記録として協会が発行した書籍は、「最新公民科資料精説」(1931年)、「公民教育大系」(1932年)、「公民教育資料集成」(1933年)の3点であり、いずれも編纂は文部省普通学務局・実業学務局、発行者は文部省構内社団法人帝國公民教育協会澤本健三とされている。なお、公民教育講習会は1938年まで毎年夏に開催されたが、発行されたのはここに掲げた3点のみである。
- 5) 澤本健三、「創刊の頃を顧みて」、「公民教育」、第2巻第3号、1932年3月、98頁。
- 6) 「公民教育」、第2巻第1号、1932年1月、144頁。
- 7) 例えば、第2巻第8号巻末にある広告によると、澤本健三が回想録の中で「すべて売り切れた」と述べた創刊号および第2号などもバックナンバーとして購入可能であることが明らかである。
- 8) 澤本嘉郎への聞き取り調査による。

- 9) 会員の所属および氏名は、第1巻第6号126-127頁、第1巻第8号128-129頁、第2巻第1号140-143頁、第2巻第2号126-127頁、第2巻第3号126-127頁、第2巻第4号128-129頁、第2巻第9号126-127頁、第2巻第10号124頁、第2巻第11号127頁、第2巻第12号107頁、第3巻第2号111頁、第3巻第4号109頁、第3巻第9号126-127頁、第3巻第10号126-127頁に掲載された。ここには支部の設置された大阪実際にはこれを上回る会員数があったとも考えられるが、本論稿での会員の分析はここに掲載された全935件の情報に限定しておこなうこととする。
- 10) 「公民教育」の読者層について、博松かほるは「読者層の中には公民科担当の教員の他、文検教員試験受験者が多く含まれていたと思われ」と述べた(博松かほる、前掲書、97頁)。文検公民科に関する記事は第3巻第10号以降、廃刊に至るまでは毎号に掲載された。
- 11) 以下の文章における澤本孟虎、澤本健三、澤本嘉郎についての記述は、筆者のおこなった聞き取り調査(澤本孟士、澤本嘉郎、安楽牧子)のほか、「澤本家系図(第三版)」(澤本嘉郎改訂、1982年)、「小さな足跡」(澤本孟虎自伝、執筆年不詳)、「高知県人名事典 新版」(高知新聞社、1999年)、「講談社の歩んだ五十年 昭和編」(講談社、1959年)、「孤山矢野西雄」(矢野西雄記念出版刊行会、1964年)、「第七版 人事興信録」(人事興信所、1925年)などを参考にした。
- 12) 「公民教育」第4巻第2号、1934年2月、巻頭。
- 13) 澤本孟虎、「小さな足跡」、私藏版、執筆年不詳、114頁。
- 14) 東京都在住の竹中豊治が所蔵。
- 15) 澤本嘉郎および安楽牧子への聞き取り調査による。
- 16) 青山書院が発行した書籍の奥付にも「青山南町三ノ三三」という出版社所在地が記されている。
- 17) 澤本嘉郎の証言による。
- 18) グラフは通巻表記となっている。第1巻第7号は通巻7号、第3巻第4号は通巻25号である。
- 19) 澤本孟虎の自伝の一部を【資料5】に抜粋した。
- 20) 木村正義の論稿「公民科の中心思想」(「公民教育」第1巻第1号、1931年4月、5頁)、および同号に掲載された「会報」(同138頁)による。しかし法人認可について「文部時報」を検索すると、1931年に発行されたもの(第368号(1月11日発行)から第402号(12月21日発行)まで)の中には協会の法人認可についての記述は存在しない。法人認可に関してはその1ヶ月前後で「文部時報」誌上に掲載されるのが通常であり、まさ澤本孟虎がその自伝の中で「文部省の弾圧を受けたため」と表現していることなどを考慮すると、文部大臣の主管に属する社団法人として協会が認可を受けたということには疑うべき点が残っている。
- 21) 木村正義、「公民科の中心思想」、「公民教育」第1巻第1号、1931年4月、5頁。
- 22) 末弘巖太郎・田中耕太郎編、「法律学辞典 第二巻」、岩波書店、1935年、1215頁。
- 23) 「新時代に対応する飛躍公民教育の新陣容」、「公民教育」第8巻第4号、1938年4月、102-103頁。
- 24) 「公民教育」第8巻第4号、1938年4月、139頁。
- 25) 澤本嘉郎への聞き取り調査による。
- 26) 【資料5】を参照のこと。なお同様のことは澤本嘉郎の証言によっても確認された。
- 27) 「公民教育」第1巻第1号、1931年4月、143頁。
- 28) 「懸賞募集 本誌の表紙の图案」、「公民教育」第2巻第1号、1932年1月、113頁。
- 29) 懸賞論文募集の広告は「公民教育」第1巻第3号、1931年6月、124頁に掲載された。「我が校に於ける公民教育の実際」入選論文は第1巻第7号から同第9号において公表された。
- 30) 設けられたテーマは、「公民科の考査法について」(第7巻第2号)、「公民科と学校行事」(第7巻第3号)、「改正公民科教授要目」(第7巻第4号)、「改正公民科と修身科との関係」(第7巻第5号)、「青年学校修身及公民科の教授及訓練要目に就て」(第7巻第6号)、「公民科教科書論」「修身及公民科教科書論」(第7巻第7号)、「公民科教育振興策」(第7巻第8号)、文部省編纂「国体の本義」と公民科(第7巻第9号)、「支那事変と公民科(修身及公民科)」(第7巻第11号)、「生徒は時局を如何に見るか」(第8巻第1号)である。
- 31) 「公民教育」第9巻第8号、1939年8月、巻頭。
- 32) 澤本嘉郎への聞き取り調査による。
- 33) 以下の文章における教学社に関する記述および「公民教育」廃刊に関する記述は、澤本嘉郎への聞き取り調査に基づくものである。
- 34) 黒澤英典、前掲論文。
- 35) 「公民教育」第8巻第9号、1938年9月、136頁。
- 36) 「公民教育」第1巻第1号、1931年4月、144頁。
- 37) 「公民教育」第11巻第7号、1941年7月、120頁。
- 38) 「本誌十一月号・十二月号一休刊の御挨拶ー」、「公民教育」第12巻第1号、1942年1月、67頁。

39) 「航空文化」は1943年1月に創刊された。『文芸春秋三十五年史稿』(文芸春秋新社、1959年)によると、「昭和十八年一月、雑誌書籍全般にわたり、用紙割当ての大削減が行われたが、菊池寛主宰の『航空文学会』は陸軍航空本部の肝いりで、『航空文化』という新雑誌を創刊した。」(同書、100頁)とある。なお「航空文化」の編集に澤本孟虎が携わっていたことは、『孤山矢野酉雄』(矢野酉雄記念出版刊行会編、1964年)の591頁に窺える。

40) 木戸若雄、前掲書、92頁。

謝辞：本論稿を執筆するにあたって、「公民教育」編集・発行の実質的な中心人物であった澤本嘉郎氏はじめとして、澤本孟虎氏の孫である澤本孟士氏、澤本孟彦氏の長女である安楽牧子氏、旧青山南町についての情報を提供してくださった竹中豊治氏、その他の方々に多大なる御協力をいただきました。この場を借りて御礼申し上げます。

【資料1】帝国公民教育協会が出版あるいは取次に関わった書籍

発行年	書籍名	著者	出版者、発行／取次の別	備考
1930	要覧 大日本御歴代皇紀	内海弘蔵、渡邊亨(著)、大日本皇紀刊行会(編)	大阪帝國通信社、取次	
1931	高山彦九郎京日記	高山彦九郎先生頌讚会	参詣閣、取次	高山彦九郎(1747-1793)。
1931	最新公民科資料精説	文部省(編集)	帝国公民教育協会、発行	昭和六年度公民教育講習会の講演速記録。
1931	公民道徳の基礎的研究	枝村高彦(述)	帝国公民教育協会、発行	『最新公民資料精説』所収。
1932	硫化ソーダ法による新定性分析法	田村明一(著)	帝国公民教育協会、発行	
1932	青年教育の真髓	長野長廣(著)	青山書店、取次	著者は文部省社会教育官、協会理事。
1932	第十回オリンピック大写真帖	澤本健三(編)	帝国公民教育協会、発行	1932年にLos Angelesで開催されたオリンピックの写真集
1932	公民教育大系	文部省普通学務局・実業学務局(編集)	帝国公民教育協会、発行	昭和七年度公民教育講習会の講演速記録。
1932	地方自治の政治的・社会的・経済的研究	小林己智次(述)	帝国公民教育協会、発行	『公民教育大系』より別刷したもの。
1932	農村問題	中島九郎(述)	帝国公民教育協会、発行	『公民教育大系』所収。
1933	公民教育資料集成	文部省普通学務局・実業学務局(編集)	帝国公民教育協会、発行	昭和八年度公民教育講習会の講演速記録。
1933	米国を中心とする世界外交の動向	和田積純(述)、帝国公民教育協会(編)	帝国公民教育協会、発行	『公民教育資料集成』所収。
1933	維新動主志士の祭壇京都靈山招魂社	澤本孟虎(編集)	帝国公民教育協会、発行	
1934	市町村別日本国勢総覧	澤本健三(編集)	帝国公民教育協会、発行	上・中・下巻の全3巻。1939年に澤本孟虎が編集者となり再版。
1937	今上陛下聖徳景仰錄	帝国公民教育協会(編集)	帝国公民教育協会、発行	山根文雄(編)による、京都日日新聞社が1936年に発行した同名書籍の再版か。
1938	青年教育と国家総動員	澤本健三(編)	帝国公民教育協会、発行	
1939	青年時局既本	藤谷保(著)、帝国公民教育協会(編)	帝国公民教育協会、発行	1942年に青山書院より再版。

〔註〕

・『公民教育』各号広告などを参考に筆者が作成した。ただし雑誌『公民教育』を除く。

【資料2】教学社が出版した書籍

発行年	書籍名	著者	出版者	備考
1937	專任教員	島永久太郎(著)	教学社	長野長廣(序)。
1937	改正公民科義解	藤谷保(著)	教学社	山崎厚二(問)。
1937	青年学校修身及公民科精講	藤谷保(著)	教学社	長野長廣(監修)。
1939	青年学校令・同関係法令	教学社(編集)	教学社	パンフレット。
1939	改正公民科教授要目取扱上の諸問題	山崎厚二(著)	教学社	
1939	青年学校修身及公民科教授資料	藤谷保(著)	教学社	長野長廣(監修)。
1939	改訂瑞穂修身及公民科精講	藤谷保(著)	教学社	長野長廣(監修)。
1939	技術精神自説	松田政一(著)	教学社	著者は陸軍技術本部所属。
1942	擊墜 一ノモンハン空中実戦記	松村寅次郎(著)	教学社	
1942	産業能率訓	上野陽一(著)	教学社	
1942	駐軍戦記和平地区	尾崎清治(著)	教学社	
1942	大東亜戦争下關組一年の記	江本与次郎(著)	教学社	
1943	戰闘神技戰術の常識	原田二郎(著)	教学社	

〔註〕

・『公民教育』各号広告などを参考に筆者が作成した。ただし雑誌『公民教育』を除く。

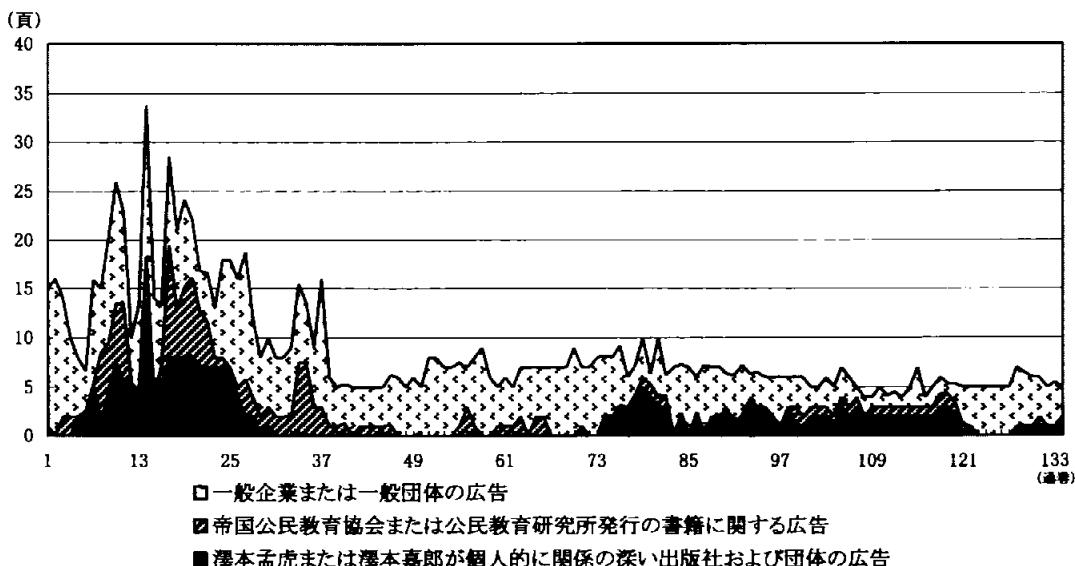
【資料3】雑誌「公民教育」の編輯兼発行人、巻頭言執筆者、編集後記執筆者

管号	1	2	3	4	5	6
編集兼発行者	澤本龍三	澤本龍三 孟虎	澤本孟虎		澤本孟虎	
中川竹齋		●	●●●●●	●		
澤本龍三		●	●●●●●	●●●●●		
澤本嘉郎		●	●●●●●	●●●●●		
吉 T・K生		●	●●●●●	●●●●●		
(不明)	●●●●●●●●		●●●●●●●●	●●●●●●●●		
中川竹齋		●●●●●●●●		●●●●●●●●		
澤本龍三	●	●●●●●●●●		●●●●●●●●		
澤本嘉郎		●●●●●●●●		●●●●●●●●		
澤本生	●●●●●●●●		●●●●●●●●	●●●●●●●●		
川村利輔		●●●●●●●●		●●●●●●●●		
M生		●●●●●●●●		●●●●●●●●		
阿部守也			●●●●●●●●			
G・M生			●●●●●●●●			
黒山子				●●●●●●●●		
山本生					●●●●●●●●	
(不明)	●●●●●●●●					

(註)

- ・「公民教育」各巻の巻頭言、編集後記、奥付より執筆者が作成した。
  - ・第11巻には第11号および第12号は存在しない。
  - ・巻頭言および編集後記に「〇〇生」として示された執筆者について、「公民教育」第2巻第6号目次に編集担当者として中川竹洞、澤本健三、川村利雄の3名の氏名が表記されていることより、「中川生」「竹洞潤」「川村生」は川村利雄と解釈した。「山本生」「山本」は統一して「山本生」とした。「澤本生」についてはその候補として澤本健三と澤本嘉郎が考えられるのでそのまま澤本生とした。また「柯棲生」「洋島嘉郎」は澤本嘉郎の号であることを澤本嘉郎本人に確認した。その他の「M生」「G・M生」「星山子」についてはそのまま表記した。
  - ・上記の表中、「(不明)」は執筆者についての表記がないことを示す。なお巻頭言は第4巻第1号以降には存在しない。

## 【資料4】『公民教育』における広告の分析



## 〔註〕

- ・『公民教育』各号より筆者が作成した。
- ・縦軸はページ数を表す。1頁に満たないものについては、 $1/8$  頁 = 0.25 頁、 $1/6$  頁 = 0.17 頁、 $1/5$  頁 = 0.20 頁、 $1/4$  頁 = 0.25 頁、 $1/3$  頁 = 0.33 頁、 $1/2$  頁 = 0.50 頁、 $2/3$  頁 = 0.67 頁として計算した。
- ・横軸は通巻を表す。
- ・「帝国公民教育協会または公民教育研究所発行の書籍に関する広告」とは、帝国公民教育協会または公民教育研究所の名前をもって発行した書籍および雑誌『公民教育』バックナンバーについての広告を意味する。「澤本孟虎または澤本嘉郎が個人的に関係の深い出版社および団体の広告」とは具体的に、第1巻第1号から第6巻第12号までは「青山関係」「聖徳奉賛会」「春秋」「阪下事件表彰会」「茅ヶ崎農園」などが依頼した広告を、第7巻第1号から第12巻第7号までは「教学社」「研精社」などが依頼した広告をそれぞれ意味する。「一般企業または一般団体の広告」とは上記以外のものを意味する。
- ・第3巻第2号については、マイクロフィルムに裏表紙が存在しないため、その分（2頁分）については計算対象から除外した。

## 【資料5】澤本孟虎の自伝における雑誌『公民教育』に関する記述

## 帝国公民教育協会の設立

越へて六年に入り文部省に於て公民教育に関する社団法人組織の計画あり、嘉春を表面の関係者となし、爾來木村実業学務局長を中心とし、半年に亘りて其の準備をなし、終に同年三月に至りて漸く社団法人帝国公民教育協会なるものの設立を終へ、登記の手続をなしたる上、木村実学、鷹原普通両局長をはじめ法学博士岡実、同種積重連、農学博士佐藤寛次、文学博士深作安文、大島正位（徳）、田沢義輔（舡）、長野長廣、澤本嘉春等を理事となし、事務局を文部省内に設け、四月より雑誌『公民教育』を発行したるを始めとし、爾來毎月一回の休刊だもなく昭和十二年十二月まで七ヶ年継続したが、創業間もなく嘉春が死亡して名実共に余の事業となり、名は社団法人といふも何時しか協会は余個人の経営に移り、随つて損益とともに余の負担に帰しました余の収入ともなった。

何しろ我教育会〔界〕には唯一つしかない公民教育の雑誌とて、世間から其の存在を認められたが、雑誌の経済は収支相償はず、七年間毎月百円以上宛の欠損であったけれど、他に協会の名義を以て発行せる図書を販売する其の利益が欠損を償ふて余りがあったから、引きづき雑誌の発行をつづけた。

昭和十三年一月になって今まで雑誌の編集をやらしていた同姓嘉郎が独立して『公民教育』を引受くることになったので、やつと厄介者を始末し、夫から以後は会の名を以て図書のみを発行し、十三年の暮から『時局青年読本』の発行が大当たりにて十四年の夏にかけ約六万部といふ空前の先行を示し、一時は財政にも多少の余裕も出来たが、十四年八月文部省の導入を受けたため帝国公民教育協会は遂に解散の已むなきに至った。

## 〔註〕

- ・澤本孟虎『小さな足跡』（私藏版、執筆年不明）より転写した。

## Development of "Kominka" in Early Showa Period

Takeshi Wako

The purpose of this paper is to find out the activities of "Teikoku Komin Kyoiku Kyokai" (The Association of Citizenship Education : 1931-1939) and "Komin Kyoiku Kenkyujo" (The Institute of Citizenship Education : 1938-1942.)

To attain this purpose, the task are as follows :

- 1) To collect articles related to the association and the institute.
- 2) To have interviews with Karo Sawamoto and his relatives.

The results of this study are as follows :

- 1) The main activity of the association was the publishing business. The journal "Komin Kyoiku" (Citizenship Education) was published monthly, and the association also published the books of stenographic records of the lectures related to citizenship education.
- 2) Moko Sawamoto (the manager of Aoyama Shoin) managed the association. Publishing the journal was a loss-making business. He resigned to continue it in 1938.
- 3) Karo Sawamoto (the editor of the journal) established "Komin Kyoiku Kenkyujo" (the Institute of Citizenship Education) and took over Moko Sawamoto's business in 1938. The last issue was published in July 1942. Under the publish control, he could not help resigning to continue it.